

事務連絡
令和2年2月28日

指定介護サービス事業所 様

みやま市長 松嶋 盛人
(介護支援課介護保険係)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応について（通知）

日頃より、本市の介護保険行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については各事業所で感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、今後も感染のまん延が懸念されているところ です。

そこで、各サービス事業所において想定される、新型コロナウイルス感染症への対応による利用者やその家族及び他事業所職員等と対面して行う業務について、下記のとおり整理いたしました。なお、本取扱いの期間は、本日から期間限定のものとし、終了する場合あらためてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症については、状況が変化しているため、最新の情報を随時ご確認のうえ、対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 居宅介護支援事業所等計画作成業務を行う事業所

サービス担当者会議・モニタリング等について、感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAXでの照会等により意見を求めることができる代替措置を可とします。

また、利用者やその家族への説明についても、電話等による対応を可とし、書面での署名・捺印が必要な場合は、郵送等の手段で対応することができます。代替措置を講じた場合でも、緊密に相互の情報交換を行い、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行うとともに、代替措置の概要・経緯や連携した内容については支援経過等に記載してください。

なお、代替措置を行った場合は、本取扱いの終了後に、利用者や家族等と直接面談を行うなど実施した内容が適切なものであるか検証を行ってください。

サービス内容を急遽変更する必要が生じた場合も、一連のケアマネジメントは利用開始前に必ずしも行わなくても良いものとしませんが、事後的に速やかに

実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直す等、適切に対応してください。

2. 地域密着型サービス事業所

運営推進会議を開催できない場合は、①議事を各出席予定者に送付し意見を求め集約する②開催を延期すること（次回と併せて実施すること）を可とします。本取扱いをする場合には、経過を記録するとともに、①の場合は意見集約の結果をみやま市介護支援課へ提出してください。（なお、長期間延期が続く場合、適宜①の取扱いとしてください。）

3. 認知症対応型共同生活介護

外部評価の免除の適用を受ける事業所について、免除要件となっている年6回の運営推進会議について、2の扱いを行った場合、年6回の回数に算入することができます。

4. 小規模多機能型居宅介護支援事業所

外部評価について、運営推進会議で評価している場合、各事業所の状況に応じて次回（次年度第1回）の運営推進会議において評価を受けることを可とします。

※ 本通知はみやま市の被保険者に対するものです。事業所の判断で会議等の開催することを妨げるものではありません。会議等を開催する場合には、参加者に手指消毒の実施とマスク着用を呼びかける等、感染防止に十分に配慮してください。

問合せ先：介護支援課介護保険係

TEL：0944-64-1555

FAX：0944-64-1601

E-mail: kaigo@city.miyama.lg.jp